

学校法人会計基準改正（特に内訳表、明細表）に関する要請

2023年10月6日

日本私大教連中央執行委員会

7月21日付けで、「学校法人会計基準改正に関する要請」を行いました。その際、基本金組み入れ制度を中心とした「学校法人会計基準に代わる新会計基準への提言」を手交するとともに、「質問事項」を提出し、私学振興助成法を根拠とする学校法人会計基準のもとで作成されている内訳表、明細表について質問しました。私たちの質問に対し、学校法人会計基準の根拠法が、私学振興助成法から私立学校法に変更するにあたって、開示内容が後退することはないという趣旨の回答がありました。

ところが文部科学省ホームページに公表された資料によれば、現行学校法人会計基準において作成が義務付けられている内訳表が「セグメント情報」に取り替わることによって開示内容が大幅に後退すること、明細表が簡略化されることが検討されていることがわかりました。

文部科学省は、2019年9月27日付「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について（通知）」の「第二 1. 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）の一部改正（2）留意事項②」において、「貸借対照表及び収支計算書の附属書類についても、支障のない範囲で積極的な情報公開に努めること。」としています。

また、「留意事項④」では、「法第47条第1項及び第2項に基づき作成及び閲覧に供する書類と、法第63条の2及び規則第7条に基づき公表する書類の内容は同一のものである」としています。

現在、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会（令和5年度）」が検討している方向は、上記通知に反しています。私立学校法は、数次の改正を経て、特に大学法人に対する財務情報の開示を拡大・充実させてきました。学校法人会計基準の根拠法が、補助金交付の観点が重視されている私学振興助成法から、社会的な情報開示を重視する私立学校法に変更するにあたって、内訳表、明細表に関する開示が大幅に後退することがないように、強く求めます。

以上